

令和5年度 公文書開示（令和6年3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R6.1.11	R6.3.4	・校長連絡会資料 ・●●委員レク資料 ・●●委員レク資料	32	1														教育庁指導部管理課	
2	R6.1.11	R6.3.4	都教委児童生徒表彰の ・計389件の個々の表彰内容（表彰基準のどれに当てはまるかも）を記した文書、 ・2月10日（土）の表彰式について各校に通知した文書のうち、表彰基準（1）の最初の〇印のロボット研究の 学校に送ったもの ・●●氏がこの件で区市教委対象（武藏村山市教委だけでよい）に周知している文書。	30	1					1				1					【行為・実績の概要、活動内容・功績・業績・徳行、受賞歴、受賞年学年基準、評価案、氏名等の公表を希望していない児童・生徒に関する情報の全て、外部に公表していない担当者直通の電話番号及び提出先メールアドレス、外部に公表していない担当者直通の電話番号及び提出先メールアドレス、表彰に当たっての具体的な基準】 ・当該情報は、東京都教育委員会が実施する表彰に係る審査に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	教育庁指導部管理課
3	R6.1.11	R6.3.5	・●●教育委員への事業説明資料 ・●●教育委員への事業説明資料	55	1														教育庁人事部人事計画課	
4	R6.2.2	R6.3.7	・第2回研究会における意見交換の内容（要旨） ・第5回研究会における意見交換の内容（要旨） ・第7回研究会における意見交換の内容（中間のまとめ（論点整理）に関するヒアリングの要旨） ・教員等人事考課制度導入に関する検討委員会（第1回）の会議内容について ・教員等人事考課制度導入に関する検討委員会（第2回）の会議内容について ・教員等人事考課制度導入に関する検討委員会（第3回）の会議内容について ・教員等人事考課制度導入に関する検討委員会（第4回）の会議内容について ・教員等人事考課制度導入に関する検討委員会（第6回）の会議内容について ・教員等人事考課制度導入に関する検討委員会（第7回）の会議内容について ・教員等人事考課制度導入に関する検討委員会（第8回）の会議内容について ・教員等人事考課制度導入に関する検討委員会（第9回）の会議内容について ・教員等人事考課制度導入に関する検討委員会（第10回）の会議内容について ・教員等人事考課制度導入に関する検討委員会（第11回）の会議内容について	159	1														教育庁人事部勤労課	
5	R6.2.2	R6.3.7	・第3回研究会における意見交換の内容（要旨） ・第4回研究会における意見交換の内容（要旨） ・第8回「教員の人事考課に関する研究会」発言要旨 ・第9回教員の人事考課に関する研究会 会議要旨	50	1									1					元々非公開の会議であり、発言者を特定されないようにするという前提で会議を運営しており、発言者を公表することで委員との信頼関係を損なわれ、今後の事業運営に支障が生じるおそれがあるため	教育庁人事部勤労課
6	R6.1.11	R6.3.11	・●●教育委員への地域教育支援部事業概要説明資料 ・●●教育委員への地域教育支援部事業概要説明資料	22	1														教育庁地域教育支援部管理課	
7	R6.1.11	R6.3.11	・●●教育委員への事業説明資料（グローバル人材育成の推進） ・●●教育委員への事業説明資料（グローバル人材育成の推進）	26	1					1								【公表されていない写真】 ・当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる）こととなるものを含む。又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
8	R6.2.9	R6.3.11	・令和5年度東京都立高等学校入学者選抜受検状況 ・令和4年度東京都立高等学校入学者選抜受検状況															都立高等学校における令和5年度及び令和4年度の学力検査の受検者数については、東京都教育委員会ホームページ等において閲覧可能な情報であり、これらは「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため（東京都情報公開条例第18条第2項に該当）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
9	R6.2.9	R6.3.11	都立高等学校における令和5年度学力検査の受検者の内訳を記載した文書							1								請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	

令和5年度 公文書開示（令和6年3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
10	R6.3.4	R6.3.14	・令和元年度東京都公立学校教員採用候補者選考（2年度採用） 第一次選考 問題 ●養護教諭 ●教職教養 ●論文 ・令和2年度東京都公立学校教員採用候補者選考（3年度採用） 第一次選考 問題 ●養護教諭 ●教職教養 ●論文 ・令和3年度東京都公立学校教員採用候補者選考（4年度採用） 第一次選考 問題 ●養護教諭 ●教職教養 ●論文	196	1														教育庁人事部試験課
11	R5.11.26	R6.3.14	処分説明書①～処分説明書⑩	37	1					1				1					教育庁人事部職員課
12	R6.1.26	R6.3.14	都立永山高等学校（4）部室棟その他改築工事 塗料の出荷証明書	5	1														教育庁都立学校教育部營繕課
13	R6.1.26	R6.3.14	・都立井草高等学校（4）便所その他改修工事 ・都立大山高等学校（4）ホール天井改修工事 ・都立武蔵丘高等学校（4）屋上防水その他改修工事 ・都立大島高等学校（4）格技棟ホール天井その他改修工事 ・都立石神井特別支援学校（4）便所改修工事 ・都立田園調布高等学校（4）便所改修工事 ・都立志村学園（4）スロープほか天井改修工事 ・都立立川高等学校（4）校舎内部改修工事 ・都立青井高等学校（4）各部改修工事 ・都立葛飾商業高等学校（4）便所その他改修工事 等	57	1														教育庁都立学校教育部營繕課
14	R6.3.11	R6.3.14	令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	15	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
15	R6.3.7	R6.3.18	2-2 「2-1」のコンサルタントについて、●●氏が「我々教育委員も（やりたい）」という発言をした。この教育委員がコンサルタントになることに関する文書。 2-5 ●●氏や●●氏らは「全32頁のパブコメの結果の紙」に「行事の縮小（P10）や「××教育」（P12）」や「調査もの」（P13）で、少なくとも5人（団体）以上が出している—“君が代”の調査や指示、“学習読本”等のオリパラ教育、“千羽鶴作り”、道徳副読本『私たちの道徳』の配布・活用状況調査—等の内容のものを廃止せよ、といった内容のパブコメ（青線）は一切掲載しなかった。 その一方、●●氏・●●氏らは、都教委に賛成するパブコメ（赤線）は満載している。 以上を踏まえ、 人事部勤労課更に幹部においてこの青線と赤線とを差別することについて協議した文書。 また、都教委に青線の趣旨で批判的だったり、反対のパブコメと回答（都教委の考え方）をまとめた文書。						1									教育委員がコンサルタントになるという事実はなく、該当する文書は存在しない。 パブリックコメントで寄せられた意見に対する東京都教育委員会の考え方を公表するに当たっては、同様な趣旨の意見はその趣旨ごとに集約の上、これに対し一括して考え方を回答しており、左記のような個々の意見への対応について協議は行っておらず、該当する文書は存在しない。 また、パブリックコメントで寄せられた意見について、左記のような整理は行っておらず、該当する文書は存在しない。	教育庁人事部勤労課

令和5年度 公文書開示（令和6年3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
16	R6.3.7	R6.3.18	2-3 ●●氏が（1）成果指標（2）外部人材（を活用するというようなニュアンス）に言及したことに関する文書 2-4 ●●氏が（1）デジタルで配信している（2）これをベースに2024年度はメンター制を入れて、と発言したことに関する文書															請求に係る情報は、東京都教育委員会のホームページにおいて閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁人事部勤労課
17	R6.3.7	R6.3.18	・仕様書（学校・教員が担うべき業務の精査及び改善支援委託） ・学校業務改革推進支援に係る委託について ・令和6年度 新規採用教員メンターの導入について	17	1														教育庁人事部勤労課
18	R6.3.8	R6.3.21	学校事務職員の標準的職務の設定状況について（依頼）	1	1										1			【公にされていない職員個人のメールアドレス、直通番号】 ・公にすることにより、業務と関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当） 【アンケートのリンク】 ・公にすることにより、業務と関連のない回答が送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁総務部総務課
19	R6.1.21	R6.3.21	結果関係問合せ記録	1	1										1			【相手方、内容及び対応】 ・当該情報は、開示が前提となると、率直な意見等が妨げられることになり、広聴業務及びスピーキングテスト事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害し、受験生や学校からの信頼を損ね、スピーキングテスト事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
20	R6.2.1	R6.3.29	・ポスター「東京都公立学校で子供たちの成長に携わってみませんか？」 ・都営地下鉄に掲示したポスター「臨時の任用教員募集」	8	1													教育庁人事部職員課	
21	R6.2.1	R6.3.29	契約書「臨時の教員募集案内の地下鉄車内への広告掲載業務委託」	6	1					1	1							【業者の印影】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【内訳書の一部】 ・当該情報は、事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	教育庁人事部職員課
22	R6.2.1	R6.3.29	①新採用メンターの導入に係る予算要求資料 ②エデュケーションアシスト配置支援事業に係る予算要求資料 ③エデュケーションアシスタント配置事業の予算案説明資料決定に至る全文書					1							1	1		○ ①及び②について ・内部検討に関する情報であって、公にすることにより未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第5号） ・内部検討に関する情報であって、公にすることにより検討段階における内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがある、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ○ ③について ・予算案に関する情報は、都の内部における予算編成作業の一連の過程における未成熟な情報を記載したものであり、公にすることにより都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第5号） ・積算に関する情報は、公にすることにより、入札の競争性及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁人事部職員課

令和5年度 公文書開示（令和6年3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
23	R6.2.1	R6.3.29	・教員採用候補者選考「キャリア採用」の導入について ・キャリア採用選考概要	10		1									1	1			○教員採用候補者選考「キャリア採用」の導入について 【4採用予定者数の考え方】 ・内部検討に関する情報であって、公にすることにより検討段階における内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第5号） ・内部検討に関する情報であって、公にすることにより検討段階における行政内部の自由率直な意見交換が妨げられ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ○キャリア採用選考概要 【スケジュールの一部、受験資格、受験申込み①の一部、受験申込み②、選考についての一部、合格者数についての一部】 ・公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第5号） ・内部検討に関する情報であって、公にすることにより検討段階における行政内部の自由率直な意見交換が妨げられ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ○教員採用候補者選考「キャリア採用」の導入について 【6判定方法】 ○キャリア採用選考概要 【合否判定】 当該情報は、公にされることにより、教員採用候補者選考に係る事務に関し、評価、判断、その他の事務の過程、若しくは基準が明らかになるおそれ又は公平な判断に支障が生じ、公平かつ円滑な事務に支障をきたすため	教育庁人事部選考課
24	R6.2.1	R6.3.29	キャリア採用				1							1				公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがある他、行政内部の自由率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため	教育庁人事部選考課	
25	R6.1.31	R6.3.29	令和5年度実施協定（●●）	28		1					1	1	1					【業者の印影及びサイン】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【運営体制の一部（協力会社名）】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【作業計画の一部】 ・当該情報は、問題の作成過程に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【複数の問題セット間の難易度調整】 ・当該情報は、問題の作成過程に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【実施方式の一部】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【実施費用の一部】 ・当該情報は、事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）等	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	

令和5年度 公文書開示（令和6年3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
26	R6.2.1	R6.3.29	基本協定その2 (●●)	41		1													【業者の印影及びサイン】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【運営体制の一部（協力会社名）】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【複数の問題セット間の難易度調整】 ・当該情報は、問題の作成過程に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【実施方式の一部】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【受験環境の一部】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【会場内の指揮命令体制の一部】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当該情報は、事業者の事業活動を行う上でのノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）等	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
27	R6.2.4	R6.3.31	基本協定その2 (●●)	41		1													【業者の印影及びサイン】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【運営体制の一部（協力会社名）】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【複数の問題セット間の難易度調整】 ・当該情報は、問題の作成過程に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【実施方式の一部】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【受験環境の一部】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【会場内の指揮命令体制の一部】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当該情報は、事業者の事業活動を行う上でのノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）等	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課